



在留資格の確認

外国人を採用する場合、在留資格と在留期限を必ず確認する必要があります。

	在留資格	就ける仕事
A	1. 永住者 2. 日本人の配偶者等 3. 永住者の配偶者等 4. 定住者	どのような仕事に就くことも可能です。どんな仕事内容で雇っても問題ありません。 A.自由に働ける資格
B	5. 外交 6. 公用 7. 教授 8. 芸術 9. 宗教 10. 報道 11. 投資・経営 12. 法律・会計業務 13. 医療 14. 研究 15. 教育 16. 技術 17. 人文知識・国際業務 18. 企業内転勤 19. 興行 20. 技能	在留資格の範囲内の仕事しかできません。仕事内容が限定されています。 B.決まった仕事しかできない資格
C	21. 文化活動 22. 短期滞在 23. 留学 24. 就学 25. 研修 26. 家族滞在 27. 特定活動	原則として仕事をする事ができません。ただし、資格外活動許可を持っていればアルバイトをすることができます。しかしながら、資格外活動許可書をもっていても、どんな仕事でもできるわけではなく、 a.1週間28時間以内（長い休暇は除く。聴講生、研究生、就学生はより短時間） b.アルバイト先が風俗営業でないこと、 が条件です。 C.基本的に働いてはいけない



【簡単解説】

- 日本に上陸、在留する外国人は、「出入国管理及び難民認定法」で規定された27の在留資格のいずれかに該当しなければ日本に上陸、在留することはできません。これを在留資格といいます。
- 現在日本にいる外国人の在留資格は、パスポートと外国人登録証明書（在留カード）を閲覧することで確認できます。その際、①在留資格が27の在留資格に該当しているかどうか、②在留期限内であるかどうか、が重要な確認するポイントです。在留資格がなく、又は在留期限がすぎていると、不法滞在となっています。
- また、在留資格に該当しても、上表のようにA.自由に働ける資格、B.決まった仕事しかできない資格、C.基本的に働いてはいけないが、資格外活動許可書をもっていけば働ける資格と3つに分かれています。C.に該当すれば、資格外活動許可書を持っているかどうか確認する必要があります。仮にもっていれば稼働条件も同時に確認しましょう。持っていない場合は、地方入国管理局に申請し、資格外活動許可書をもってから、採用する必要があります。
- 不法滞在の外国人をそうと知りながら不法に就労させると、事業主は3年以下の懲役または300万円以下の罰金に処せられます。外国人を採用する場合、**在留資格と在留期限**を必ず確認する必要があります。